

議案第 27 号

杉並区営住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区営住宅条例（平成 9 年杉並区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「政令第 6 条第 1 項で定める者（次条第 2 項において「高齢者等」という。）にあつては第 1 号、第 3 号及び第 4 号、」を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者（次条第 2 項において「高齢者等」という。）にあつては、前項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定

する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 前項に規定する者に使用を許可する区営住宅は、規則で定める。

別表第2中

| | | |
|----------------|---------|---|
| 杉並区営浜田山二丁目アパート | 18,000円 | を |
|----------------|---------|---|

| | | |
|----------------|---------|---|
| 杉並区営浜田山二丁目アパート | 20,000円 | に |
|----------------|---------|---|

改める。

第2条 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

（6） 単身世帯用住宅にあっては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中杉並区営住宅条例別表第2の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日前に50歳以上である者の杉並区営住宅の使用者の資格については、この条例による改正後の杉並区営住宅条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に該当する者とみなす。

（提案理由）

公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、単身入居を特に認める規定を設けるとともに、浜田山二丁目アパートの駐車場の使用料を改定する等の必要がある。

杉並区営住宅条例及び杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第 1 条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p>（使用者の資格）</p> <p>第 6 条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（ _____ _____ _____被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条に規定する被災者等にあつては第 4 号、密集整備法第 1 9 条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者にあつては第 2 号から第 4 号まで）に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者（次条第 2 項において「高齢者等」という。）にあつては、前項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け</u></p> | <p>（使用者の資格）</p> <p>第 6 条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（<u>政令第 6 条第 1 項で定める者（次条第 2 項において「高齢者等」という。）</u>にあつては第 1 号、第 3 号及び第 4 号、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 1 4 号）第 2 1 条に規定する被災者等にあつては第 4 号、密集整備法第 1 9 条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者にあつては第 2 号から第 4 号まで）に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> |

ることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117

- 号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3
項第3号の規定による一時保護又
は配偶者暴力防止等法第5条の規
定による保護が終了した日から起
算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第
1項の規定により裁判所がした命
令の申立てを行った者で当該命令
がその効力を生じた日から起算し
て5年を経過していないもの

3 前項に規定する者に使用を許可する
区営住宅は、規則で定める。

4 第1項及び第2項に定めるもののほ
か、区長は、供給する住宅の戸数が著
しく少ない場合その他特に必要がある
と認める場合は、使用者の資格につい
て制限を加えることができる。

2 前項 _____ に定めるもののほ
か、区長は、供給する住宅の戸数が著
しく少ない場合その他特に必要がある
と認める場合は、使用者の資格につい
て制限を加えることができる。

第2条による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用すること のできる者は、申込みをした日におい て、次に掲げる条件を具備している者 でなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 単身世帯用住宅にあつては、身 体上又は精神上著しい障害があるた</u></p> | <p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用すること のできる者は、申込みをした日におい て、次に掲げる条件を具備している者 でなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> |

めに常時の介護を必要とし、かつ、
居宅においてこれを受けることがで
きず、又は受けることが困難である
と認められる者でないこと。

2 略

2 略